

## 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等について

国および愛知県が示す「催物の開催制限」に従い、令和3年1月18日から2月7日までの利用について、下記のとおりとさせていただきます。

- ①利用時間:催物の開催時間については、20時までとする。
- ②人数制限:収容定員50%以下にて開催する。  
(展示会等やシアター形式250人以下・スクール形式120人以下)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ご理解とご協力をお願いします。